

主治医のみなさまへ

保育所・認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、別紙の感染症について登園許可証明書の作成をお願いいたします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が保育所・認定こども園での集団生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

## 登園許可証明書（医療機関記入）

園名 あさひの丘こども園

記

児童氏名		病名	
保護者名		初診日	令和 年 月 日

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名  
\_\_\_\_\_

切り取り線

※ 下記の感染症に罹患した場合は、医師の診断を受け、医師による「登園許可証明書」(上記)が必要となります。

No.	感染症名	登園のめやす
1	麻疹(はしか)	解熱後3日経過していること
2	風しん(三日はしか)	発しんが消失していること
3	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
5	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
6	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
7	流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
8	百日咳	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
9	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること
10	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
11	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること